




乙第 20 号証

早送付 本有金融会社

連絡記録票

電話 伝送 その他	局長	部長	次長	課長	課長補佐	係長
		○	○			

相手方の所属氏名 大和都市管財備 豊永社長

連絡応答者 理財部金融第3課 氏名 大橋、田中、伊豆本

連絡日時 7年8月21日 16時25分

件名 業務改善命令書の交付について

連絡又は応答要旨

 适当証券業の規制等に関する法律第23条に基づく業務改善命令書を読み上げ
 交付したが、以下のとおり強硬に主張し受け取りを拒否。✓

 (相手) 1. 今回の命令は行政処分であるが、当社が処分を受ける覚えはない。命令
 書を受け取る必要はない。行政指導ということであれば受け取る。✓

 2. 当局検査による不備指摘事項はこれまでから改善を図っており、先般の
 弁明書でも関係資料を提出し、回答しているにも関わらず、既に改善のう
 え回答している内容まで命令書に記載されていること等については納得が
 いかない。✓

 特に命令書の(4)は未だ顧客を騙して、販売をしていると捉えられる
 表現であり、当社の名誉を傷つけるものだ。(4)の書き直し、又は削除
 をすべきである。命令書(別紙)指示の資料も既に提出しているはずだ。✓

 3. 当社が利息を払えない、償還に応じられない状況であれば、処分を受け
 ることはやむを得ないが、そのような状況にない中での処分は、つぶれな